

八 戸 市 児 童 館 運 営 要 綱

第1 総 則

1 目 的

- (1) 児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。
- (2) 児童館は、小地域又は広い地域を対象として、児童の健全育成に関し、総合的な機能を有する施設である。

2 種 別

児童館の種別は、次のとおりとする。

- (1) 小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館（以下「小型児童館」という。）
- (2) (1)の児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する特別の指導機能を併せもつ児童館（以下「児童センター」という。）

3 設置及び管理主体

- (1) 設置主体は、八戸市とする。
- (2) 管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行なわせる。

第2 小型児童館

1 機 能

小型児童館は、次の機能を有するものとする。

- (1) 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導を行うこと。
- (2) 母親クラブ等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること。
- (3) 子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。
- (4) その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。

2 対象児童

対象となる児童は、すべての児童とする。

ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳の幼児から小学校3年までの学童及び昼間保護者のいない家庭等で、環境に次のような問題があり、児童健全育成上指導を必要とする学童とする。

- (1) 家庭環境に問題がある場合
 - ・ 共働き、自営業などのため、指導を要する場合
 - ・ 適正なしつけに欠け、指導を要する場合
 - ・ その他家庭環境に問題がある場合
- (2) 地域環境に問題がある場合
 - ・ 家屋密集地帯、交通頻繁地帯

- ・遊び場が不足な地域等
- (3) 交友関係に問題がある場合
 - ・遊び仲間の不足
 - ・その他交友関係の発達上の阻害要因がある場合

3 設 備

- (1) 構造設備については、採光、換気など、利用する者の保健衛生及び防災等の危害防止について、十分な考慮を払うこと。
- (2) 建物の広さは、原則として 185.12 m² (56 坪) 以上とし、適当な広場を有すること。
- (3) 建物には、集会室、遊戯室、図書室、便所、手洗所、湯沸場及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ静養室、相談室、創作活動室及び児童クラブ室などを設けること。
ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。
- (4) 児童のための図書、遊具、医薬品などを整備しておくこと。
- (5) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること。

4 職 員

- (1) 2人以上の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。
- (2) 児童厚生員の資格は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - イ 保育士の資格を有する者
 - ウ 社会福祉士の資格を有する者
 - エ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - オ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
 - カ 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの
 - (ア) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - (イ) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認め

られた者

- (ウ) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (エ) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (3) 運営管理の責任者（以下「館長」という。）の資格は、次のいずれかに該当するものであり、市長が適当と認めたもの。（参考「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（昭和47年5月17日社庶第83号）」社会福祉施設の長の資格）
 - ア 児童福祉事業に2年以上従事した者（児童福祉施設の職員として携わった期間が対象であり、地方公共団体において行政事務に従事していた期間は含まないこと）
 - イ 地方厚生局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - ウ 保育士の資格を有する者
 - エ 社会福祉士の資格を有する者
 - オ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - カ 学校教育法の規定による大学若しくは大学院又は外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科若しくは研究科を修めた者
 - キ 学校教育法の規定による大学若しくは大学院又は外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学に含まれる科目を3科目（学科若しくは研究科が重複しないこと）以上修めた者

5 運 営

(1) 児童館管理基準

指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する児童館管理基準は別に定める。

(2) 運営委員会の設置

ア 児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。

イ 委員は、概ね20人以内とすること。

(3) 児童の管理

ア 指導の対象となる児童の決定は、八戸市長がこれを行う。

イ 指導の対象となる児童については、その児童の住所、氏名、年齢、世帯員の状況、及び緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握すること。

(4) 地域組織活動

母親クラブ等については、次により育成助長に努めること。

ア 地域組織活動の場を提供すること。

- イ 活動について助言すること。
 - ウ リーダーを養成すること。
- (5) 遊びの指導
- 小型児童館における遊びは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 39 条によるほか、次によるものとする。
- ア 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。
 - イ 児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう配慮すること。
 - ウ 遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。
 - エ 幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。
- (6) 利用時間
- 小型児童館の利用時間は、地域の実情に応じて定めることとし、次によるものであること。
- ア 指導の対象となる児童の集団指導及び個別的指導は、幼児については主として午前中とし、学童については、主として下校時より夕刻までとする。
 - イ 一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮すること。
 - ウ 母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用についても配慮すること。
 - エ 日曜日、祝祭日の利用時間は、地域の実情に応じて適宜定めるものとする。
- (7) 苦情への対応
- 保護者等からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。
- (8) 地域社会及び関係機関との連携
- ア 地域の保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にするとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ること。
 - イ 児童の遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者（ボランティア）に協力を求めるとともに、その養成に努めること。
 - ウ 「児童館だより」等を発行し、広報、普及に努めること。
- (9) 非常災害
- ア 非常災害に対する具体的な計画を立てること。
 - イ 避難訓練及び消火訓練は、少なくとも月 1 回実施すること。
- (10) 簿 冊
- 児童館に次の簿冊を備えること。
- ア 指導用簿冊
 - 任意利用児童名簿、登録児童台帳、登録児童出欠簿、指導計画表（年間・月間）指導日誌、運営委員会記録、避難訓練実施記録
 - イ 一般的簿冊
 - 人事関係簿冊、職員出勤簿、歳入歳出予算書・決算書、現金出納簿、備品台帳、各種規

第3 児童センター

1 機能

児童センターは、次の機能を有するものとする。

- (1) 第2の1に規定する小型児童館に関する機能を有すること。
- (2) 体力増進のための指導機能を有し、遊び(運動を主とする。)を通して、運動に親しむ習慣の形成及び心と身体の健康づくりを図る。

2 対象児童

- (1) 第2の2に掲げる児童及び体力増進指導が必要な児童とする。
- (2) 体力増進指導の対象となる児童については、運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先的に対象とする。
- (3) 身体の虚弱な児童を対象とする場合は、医師の意見を徴すること。
- (4) 上記(2)及び(3)の児童の選定に当たっては、運営委員会の意見を聴くものとする。

3 設備

第2の3に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものとする。

- (1) 建物の広さは、原則として297㎡(90坪)以上とすること。
- (2) 遊戯室には、屋内で体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。
- (3) 児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材を整備すること。

4 職員

- (1) 第2の4に掲げるところによるほか、体力増進指導に従事する者を置く。
- (2) 体力増進指導に従事する者については、当該指導に関し知識技能を有する者を置くものとする。

5 運営

児童センターの運営については、第2の5に掲げるところによるほか、児童の体力増進に資するため、次によるものとする。

(1) 運営管理基準

児童館管理基準によるものとする。

(2) 運営委員会

ア 委員の中に医師を含むこと。

イ 第3の2(4)に掲げる委員会については、3人以上の小委員会(医師を含む。)とすること。

(3) 児童の管理

体力増進指導の対象となる児童については、小型児童館の取り扱いに準じるものとする。

(4) 体力増進指導の内容

ア 運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定すること。

- イ 必要に応じ日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。
 - ウ 体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を行うこと。
 - エ 児童の安全管理に十分留意すること。
- (5) 体力増進指導の方法
- ア 主として体力増進指導に従事する職員がこれを担当するものとし、有志指導者（ボランティア）の協力を得て行うものとする。
 - イ 体力増進指導は児童センターにおいて行うほか、実情に応じて地域の適当な施設（他の児童館、公民館等）を利用することができる。
 - ウ 集団的指導においては、1回当たりの対象児童数は概ね40人とし、発達段階に応じたグループ別の指導を行うなど、効果的な実施を図ること。
 - エ 幼児の集団的指導においては、母親クラブの参加を得て行うこと。
 - オ 体力増進指導は、季節及び地域の実情に応じて適当な運動、遊びの指導計画を策定して行うものとし、特定の時間（1日当たり概ね3時間）を設定して継続的に実施すること。
- (6) 関係機関との連携
- 体力増進指導を行うに当たっては、保育所、幼稚園、学校等との連絡を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童委員、母親クラブ等児童育成組織の協力を得てその推進を図ること。
- (7) 年長児童指導
- ア 児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮すること。
 - イ 地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得ること。
 - ウ 年長児童と、幼児・小学校等の利用が、円滑に行われるよう配慮すること。
- (8) その他
- 体力増進指導の実施計画について、運営委員会の意見を聴くこと。

- 附 則 この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。